

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令に係る処分量定等に関する規程

〔平成 18 年 5 月 22 日〕
〔石川県公安委員会規程第 4 号〕

最終改正 令和 8 年 5 月 14 日石川県公安委員会規程第 6 号

(目的)

第 1 条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号）第 19 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「読替え後の道交法」という。）第 75 条の 2 第 2 項及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成 14 年政令第 26 号）第 4 条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「読替え後の道交令」という。）第 26 条の 8 の規定に基づいて車両の使用制限命令を行う場合における処分基準該当性の判断及び処分量定の細目基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 車両の使用者 車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。法人である自動車運転代行業者の使用車両（随伴用自動車を除く。）については、当該法人が車両の使用者として、読替え後の道交法第 75 条の 2 第 2 項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。
- (2) 基準日 公安委員会が車両（随伴用自動車を除く。）の使用者である自動車運転代行業者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。
- (3) 放置関係使用制限命令 読替え後の道交法第 75 条第 2 項(同条第 1 項第 7 号に掲げる行為に係る部分に限る。)又は読替え後の道交法第 75 条の 2 第 2 項の規定による命令をいう。
- (4) 基準代行業 公安委員会が車両（随伴用自動車を除く。）の使用者である自動車運転代行業者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該自動車運転代行業者が営む自動車運転代行業をいう。

(前歴の計算)

第 3 条 前歴の回数は次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1) 基準日前 1 年以内に、当該自動車運転代行業者が放置関係使用制限命令を受けた回数を計算するものとする。この場合において、放置関係使用制限命令を受けた回数とは、当該放置関係使用制限命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前 1 年に当たる日において既に運転禁止期間が開始している場合は、前歴の回数に含まないものとする。

- (2) 前号の期間内に当該基準代行業の用に供する又は供していた車両について、当該基準代行業の用に供する間に受けた前号の期間内の放置関係使用制限命令の回数を計算するものとする。この場合において、基準日の時点では基準代行業の用に供していない車両であっても、当該自動車運転代行業者が基準代行業の用に供している間に放置関係使用制限命令を受けている場合は、当該命令を前歴の回数に含めて計算するものとする。

(放置関係使用制限命令の計算)

第4条 放置違反金納付命令の回数は、次の各号に定めるところにより算出するものとする。

- (1) 基準日前6月以内に使用者である自動車運転代行業者が受けたものについて計算するものとする。
- (2) 放置違反金納付命令書の送達を公示送達により行った場合は、基準日から起算して7日前に当たる日以降に一定の事項をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くなどの措置（以下「公示」という。）を始めた放置違反金納付命令については回数計算の対象から除外するものとする。
- (3) 仮納付があった場合の公示による放置違反金納付命令を行なった場合は、基準日から起算して7日前に当たる日以降に公示を始めた放置違反金納付命令については回数計算の対象から除外するものとする。
- (4) 基準日前6月目に当たる日の前に発出された又は公示を始めた放置違反金納付命令は回数計算の対象から除外するものとする。

(処分該当の基準)

第5条 読替え後の道交令第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両（随伴用自動車を除く。）の使用者である自動車運転代行業者に対する使用制限命令の処分期間の量定は、当該自動車運転代行業者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

(処分の加重)

第6条 当該自動車運転代行業者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で処分期間を加重することができるものとする。

(処分の軽減)

第7条 次の各号に掲げる事情のいずれかがある場合で、使用者である自動車運転代行業者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

- (1) 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合
- (2) 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、当該基準代行業の用に供する車両について、読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による使用制限命

令の基準に達したにもかかわらず、次条の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。)がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

- (3) その他情状酌量すべき事情がある場合
(処分の免除)

第8条 次の各号に掲げるいずれの事情にも該当する場合には、当該処分を免除することができるものとする。

- (1) 前歴及び免除歴がない場合
(2) 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合
(3) 使用者である自動車運転代行業者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

第9条 処分の加重、軽減を行う場合は、被処分者に車両を使用させることの危険性を慎重に検討した上、社会的に相当と認められる範囲内で行うものとする。

- 2 処分の免除をする場合は特に慎重に検討することとし、同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いとならないように配慮するものとする。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し、必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月3日石川県公安委員会規程第4号)

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 (令和8年5月14日石川県公安委員会規程第6号)

この規程は、令和8年5月21日から施行する。

別表（第5条関係）

前歴の回数・ 納付命令 の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、 準中型自動車、大型特殊時 動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動 二輪車、小型特殊自動車又 は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月